

＜堺市アスベスト対策推進本部 部会（既存 3 部会＋新設 1 部会）＞

部会の名称	構成	取組内容
アスベスト飛散防止対策部会	部会長：開発調整部長 副部会長：建築安全課長 部会員：危機管理課長 環境共生課参事 環境対策課長 環境事業管理課長 建築監理課長 建築防災推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ●民間建築物の解体等におけるアスベストの飛散防止 <ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法等による解体等工事に係る部局間連携の取組 ●災害時のアスベスト飛散防止 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における対応の研究 <p>※新部会設置に伴い、取組内容、部会名称の変更等を整理する。</p>
アスベスト健康対策部会	部会長：健康部長 副部会長：保健医療課長 部会員：環境共生課参事 環境対策課長	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の健康を守るための施策 <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨及び広報活動の取組 ・検診受診者の健康管理の支援に係る取組 ・制度の周知に関する取組
アスベスト啓発検討部会	部会長：環境保全部長 副部会長：環境対策課長 部会員：環境共生課参事 保健医療課長 建築監理課長 建築安全課長 建築防災推進課長 学校指導課長	<ul style="list-style-type: none"> ●アスベストに関する知識の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発方法・内容等に関する取組
（仮称）市有建築物対策部会	部会長：建築部長 副部会長：建築監理課長 部会員：財産活用課長 環境共生課参事 環境対策課長 住宅管理課長 住宅改良課長 学校施設課長 工事検査・技術力強化担当課長（上下水道局）	<ul style="list-style-type: none"> ●市有建築物の調査・管理に関すること ●市有建築物のアスベスト調査・管理台帳の整備に関すること ●施設管理者向けアスベスト調査研修の実施に関すること ●施設管理者向けマニュアルに関すること

規程改正部分（想定）

現行	改正後（案）
（部会） 第7条 本部に次に掲げる部会を置く。 (1) アスベスト飛散防止対策部会 (2) アスベスト健康対策部会 (3) アスベスト啓発検討部会 2・3 （略） 4 部会長は、部会における調査及び審議の状況並びにその結果を本部に報告するものとする。	（部会） 第7条 本部に次に掲げる部会を置く。 (1) アスベスト飛散防止対策部会 (2) アスベスト健康対策部会 (3) アスベスト啓発検討部会 (4) <u>アスベスト市有建築物対策部会</u> 2・3 （略） 4 <u>部会長はアスベスト含有建築物等の対策が困難な場合は、部会長が指名したものにより、臨時的対策チームを置くことができる。</u> 5 部会長は、部会における調査及び審議の状況並びにその結果を本部に報告するものとする。